

民事判決情報データベース化検討会

第1回会議議事録

- 第1 日時 令和4年10月14日（金） 自 午前10時
至 午前11時53分
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 座長の選出等について
 - 3 民事判決情報データベース化に向けた検討事項について
 - 4 次回以降の議事、日時等の説明
 - 5 閉会

議 事

事務局：

それでは定刻となりましたので、まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、第1回の民事判決情報データベース化検討会を開催させていただきます。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は法務省大臣官房司法法制部参事官の渡邊と申します。本日はこの検討会の第1回会議でございますので、後ほど座長を選出させていただきますが、それまでの間、私が議事の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ウェブ会議システムにより参加される方はハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除きマイク機能をオフにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言を希望される際は、挙手機能を使用してください。手のひらマークがあるかと思えます。手のひらマークをクリックすると挙手できますので指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終えましたら、マイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げるようお願いいたします。また、問題が生じて挙手機能を使えないときは実際に手を挙げていただきますようお願いいたします。また、会場に御出席の方も御発言を希望される際はその場で挙手をお願いいたします。会場参加の方、ウェブ参加の方いずれもそうですが、お名前をおっしゃってから御発言いただきますよう御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、本日の配付資料について確認させていただきたいと思えます。資料1「民事判決情報データベース化検討会について」でございます。こちらは、本検討会開催の趣旨及び構成員を記載したものでございます。次に、資料2「民事判決情報データベース化に当たって検討すべき事項の例」でございます。こちらについては、後ほど御審議の中で事務局から御説明差し上げたいと思えます。続きまして、参考資料になりますけれども、参考資料1「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」、参考資料2「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度に関する提言」でございます。これらは、公益財団法人日弁連法務研究財団における検討の結果を取りまとめたものでございます。参考資料3は「司法制度改革審議会意見書」、参考資料4は内閣官房が主催いたしました「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における取りまとめ」でございます。いずれも関係部分のみ抜粋しております。また、会議用資料として次回以降の日程などについて記載した書面を配付しております。資料の説明は以上になります。

続きまして、司法法制部長の竹内より御挨拶がございます。竹内部長よろしくお願いたします。

竹内司法法制部長：

おはようございます。法務省大臣官房司法法制部長の竹内と申します。委員の皆様方におかれましては、民事判決情報データベース化検討会への御出席につき、御快諾をいただきまして心から御礼を申し上げます。検討会の開催に当たって一言御挨拶をさせていた

だきたいと思います。

民事判決情報を広く国民に提供し、利活用を促進することの意義につきましては、平成13年に公表されました司法制度改革審議会意見書において指摘され、令和2年3月付けの民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議申合せにおいても指摘されているところでございます。近時、民事訴訟制度のIT化の議論と相まって、利活用を促進するためにより多くの民事判決情報を集約・蓄積し、データベース化する機運が高まっております。民事判決情報のデータベース化、利活用促進により、司法の透明性向上、国民に対する行動規範や紛争解決指針の提示など従来から指摘されてきました民事判決情報の効用が十分に発揮されるようになることはもとより、これまでは予想もつかなかったような仕組みやシステム開発の契機となる可能性も指摘され、データベース化等の実現に大きな期待が寄せられているところです。こういった流れを踏まえて、公益財団法人日弁連法務研究財団に設置されたPTにおいて、データベース化の実現に向けた課題や対応策について協議が行われました。この協議には、法務省もオブザーバーとして参加させていただいていたところですが、議論の結果、法整備が必要であるとの提言がされました。法務省としましては、この提言の内容も踏まえ、更に検討を重ねてきたところでございます。今般、各界の有識者の皆様から専門的な知見に基づく幅広い御意見を伺いながら、法制度化に向けた諸課題の検討を行うために、本検討会を立ち上げた次第でございます。データベース化の実現に向けた課題の解決には、現行の実務を踏まえた分野横断的な検討が不可欠でありまして、様々なお立場からの御意見を伺うことは、私どもの検討に大きく資するものと考えております。御就任いただいた委員の皆様におかれましては、是非、様々な角度から充実した御議論を重ねていただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

司法法制部長は所用のため、ここで退席させていただきたいと思います。

続きまして、本日御出席の委員、オブザーバーの皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。なお、増見委員は所用のため、本日御欠席との連絡を受けております。

それでは、資料1の構成員欄の記載の順に、精松委員から自己紹介をお願いしたいと思います。皆様のお手元に資料1ございますか。大丈夫ですかね。そうしましたら資料1の2に構成員とございますけれども、一番初めに精松委員が記載されておりますので、この順に沿って自己紹介をお願いしたいと思います。精松委員よろしく願いいたします。

精松委員：

最高裁民事局第一課長の精松でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

安藤委員お願いいたします。

安藤委員：

NECの法務部に所属しております、安藤と申します。今回、経団連から推薦いただきま

して、参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局：

板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

弁護士の板倉です。私はデータ保護を中心に執務をしておりますので、主として個人情報関係でコメントする役割と思っています。よろしくお願いいたします。

事務局：

鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

司法書士の鹿島と申します。よろしくお願いいたします。日本司法書士会連合会からの推薦で参加しております。役職者ではございませんので、普段は千代田区内の司法書士事務所で執務をしております。東京法務局の不動産登記部門と法人登記部門の両部門で非常勤の相談員をしております。よろしくお願いいたします。

事務局：

小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

学習院大学の小塚でございます。私の専門は商法・会社法ですけれども、本件に関しましては日弁連法務研究財団の PT 及びその下に設置された WG にも参加をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

小町谷育子と申します。弁護士をしております。私は若いときから情報公開制度について、いろいろ訴訟等をしておりましたので、その関係もあって加わっていると考えております。日弁連から推薦を受けております。よろしくお願いいたします。

事務局：

宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。私は専門は憲法と情報法でございます。先ほどお話ありました財団の研究会のメンバーではございませんでしたが、専門の観点からの意見を申し上げる機会がございましたので、その関係もあって、この場に呼んでいただいているのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

杉村委員お願いいたします。

杉村委員：

弁護士の杉村亜紀子と申します。日弁連の事務次長をしております。参加させていただいて

おります。法務研究財団も担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局：

異委員お願いいたします。

異委員：

東京大学の異智彦と申します。専門は行政法で、民事訴訟法と情報法も若干研究している人間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

長田委員お願いいたします。

長田委員：

最高裁総務局第一課長をしております長田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

中原委員お願いいたします。

中原委員：

東京大学の中原太郎と申します。民法を専攻しております。日弁連の法務研究財団から続いての参加となります。よろしくお願いいたします。

事務局：

増田委員お願いいたします。

増田委員：

全国消費生活相談員協会の増田でございます。全国の自治体の消費者センターに勤務している消費生活相談員の団体でございます。消費者の視点から意見が述べられればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：

増見委員御欠席ですので、町村委員お願いいたします。

町村委員：

成城大学の町村と申します。財団の PT から参加しております。よろしくお願いいたします。

事務局：

山田委員お願いいたします。

山田委員：

京都大学の山田と申します。専攻は民事手続法、ADR 等ですけれども、IT の関係では現在、民事訴訟法以外の各手続法の IT 化の法整備、それから ODR に関しては ODR 推進検討会・活性化検討会に出てまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

山本委員お願いいたします。

山本委員：

一橋大学の山本です。専攻は民事訴訟法です。この関係では法制審議会の民事訴訟法の

IT 化関係部会の委員、部会長を務めました。また、先ほどから御指摘のある日弁連法務研究財団の PT に参加し、また WG では座長を務めさせていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局：

湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。私は最近、サイバーセキュリティ法制全般を研究しております。日弁連のプロジェクトにも参加をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

米村委員お願いいたします。

米村委員：

東京大学の米村と申します。私も前身となる日弁連法務研究財団の WG から参加させていただいております。専門は民法、特に損害賠償法であり、損害賠償法との関係、また私の副専攻である医事法との関係もありまして、最近は個人情報やプライバシー関係の研究を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

委員の自己紹介は以上でございます。続きましてオブザーバーの方からも自己紹介をお願いしたいと思います。オブザーバーとして参加いただいておりますデジタル庁の皆様、よろしくお願いいたします。

奥田オブ：

デジタル庁で参事官をやっております奥田でございます。よろしくお願いいたします。デジタル庁の業務改革とかいろいろやっています。BPR の観点やデジタル改革といった観点でいろいろサポートできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

須賀オブ：

同じくデジタル庁で参事官をしております須賀と申します。デジタル臨調という場で法制事務のデジタル化検討チームという会議を運営しております。その中で法情報のデジタル正本の整備というテーマに取り組んでおります。判例情報のデータに関しても大変期待が高いところがございますので、是非勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局：

それでは改めまして事務局の御紹介をさせていただきたいと思います。私、司法法制部で参事官をしております渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（二宮）：

私、法務省司法法制部で部付をしております二宮でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（大久保）：

私は法務省司法法制部で部付をしております大久保と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

事務局：

皆様どうもありがとうございました。続きまして、この検討会の座長の選任を行いたい
と思います。委員の互選でお願いしたいと考えておりますけれども、自薦又は他薦の御意
見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

小町谷委員：

よろしいでしょうか。

事務局：

小町谷委員よろしくお願ひします。

小町谷委員：

日弁連法務研究財団の PT に御参加され、WG では座長を務められた山本和彦先生にお願
いしたいと存じます。

事務局：

ありがとうございます。宍戸委員も挙手されているようなので、宍戸委員お願ひします。

宍戸委員：

私も小町谷委員と同じく、この道に精通され、裁判に関わることでもございますので、
山本委員にお引き受けいただけないかと考えております。以上でございます。

事務局：

ありがとうございました。山本委員を推薦される方がいらっしゃいましたけれども、他
の委員の方々に別の御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

特にないようでございます。それでは、他の委員の方々も山本委員を座長に選任するこ
とでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

事務局：

特に御異議ないことですので、互選の結果、山本委員が座長に選任されたものと
いたします。それでは、ここからの議事進行につきましては山本座長にお願いしたいと思
いますが、その前に、座長に就任されたことで、座長の山本委員から一言御挨拶を賜りた
いと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山本座長：

ありがとうございました。ただ今、御推薦をいただきましたので検討会の座長を務めさ
せていただきたいと思います。先ほど司法法制部長の御挨拶にもございましたけれども、
このプロジェクトは司法の透明化や紛争解決指針の提示、よく言えば日本における法の
充実という観点から、大変大きなプロジェクトであると承知をしております。他方で、先
ほどから出ている法務研究財団の WG 等でいろいろ検討したところ、様々な法的に解決し

ていかなければならない問題等々が提示されてきたかと思えます。そういう意味でこの検討会の最終的な取りまとめについては、難しい作業がこれから待っているだろうと思っております。ただ、この検討会は多様な分野のメンバーで構成されていることでありまして、様々な観点から専門的な御意見を提示していただけるものと信じております。私としては、できるだけ活発な議論がされるように環境を作れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、最初に座長代理について私の方から指名をさせていただきたいと思えます。座長代理につきましては、宍戸委員にお願いできればと私の方で考えておりますけれども、宍戸委員よろしゅうございましょうか。

宍戸委員：

力及ばずでございますが、引き続きお手伝いできればと思えます。承知いたしました。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、私の方で以降の進行を務めさせていただければと思えます。

初めに、今後の会議の運営につきまして、あらかじめ委員の皆様から御了解いただきたい事項がございます。第一点ですけれども、この会議は基本的には非公開とした上で、各回の終了後に発言者の名前を明らかにした議事録、それから会議における資料を法務省のホームページで公表することにしたいと思えます。場合によりましては、議論の過程で公表することが必ずしも相当でないと思われる御発言あるいは資料が出てくる場合もあるかもしれません。そのような場合は、委員の皆様にお諮りをした上、座長の判断でその一部を公表しないとすることができるようになりたいと存じますけれども、全体の公表に係る事項はそのような取扱いでよろしゅうございましょうか。

小町谷委員：

すみません。質問よろしいでしょうか。

山本座長：

小町谷委員お願いします。

小町谷委員：

小町谷です。会議の運営はその取扱いで構わないのですが、議事録については委員に確認をしてから掲載することになるので、少し時間がかかると思うのです。会議が開催された後に、資料等はすぐWebサイトにアップされるのでしょうか。

山本座長：

事務局よりお答えをお願いいたします。

事務局：

渡邊でございます。今、御指摘ありましたように、議事録の公開までは若干時間を要するかと思えますが、資料につきましては準備が整い次第速やかに公開したいと考えております。以上です。

山本座長：

小町谷委員よろしいですか。

小町谷委員：

ありがとうございます。承知いたしました。

山本座長：

ありがとうございます。いかがでしょうか。他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この議事も含めて先ほどのような取扱いにさせていただきます。

第二点ですけれども、オブザーバーの方々につきましては、必要に応じて座長の許可を得て御発言いただけることにしたいと思っておりますけれども、この点よろしゅうございましょうか。それでは、そのような形で適宜御発言いただきたいと思っております。

なお、その他会議の運営に必要な事項につきましては、随時、私の方から委員の皆様にお諮りをして決めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。その他の議事運営等につきまして、何か御意見があればいただければと思っております。よろしいでしょうか。それでは、会議を運営していく中でいろいろとお諮りする問題が出てくるかもしれませんが、その際には適宜お諮りをしたいと思っております。また、委員の皆様からも御意見があれば適宜お出しをいただければと思っております。

それでは、本日の議事の中身に入りたいと思っております。本日は第1回の会議でございますので、皆様に民事判決情報のデータベース化に向けた検討の全体像について共有をしていただき、それぞれの委員からお持ちの問題関心について披瀝をいただく観点から、基本的にはフリートーキングで行わせていただきたいと考えております。

事務局から資料2の説明をお願いしたいと思っております。

事務局：

法務省の渡邊でございます。資料の説明をさせていただきます。お手元に資料の2を御用意いただけたらと思っております。資料2は民事判決情報のデータベース化に向けて現時点で想定される論点を網羅的に記載したものでございまして、今後この検討会におきまして、皆様に御議論いただく全体像を明らかにした位置付けのものでございます。第1では、民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義について取り上げております。民事判決情報を利活用することの意義やその方策について、これまで指摘されてきたところを簡単に御紹介しております。本検討会におきましては、民事判決情報のデータベース化に向けた諸課題につきまして御議論いただきたいと考えておりますけれども、その前提として、民事判決情報を利活用する意義、データベース化する必要性について改めて確認をさせていただきます。皆様、共通の認識を持っていただいた上で議論を進めるため、この点について取り上げたものになります。

第2では、適正な利活用に向けたデータベースの在り方について取り上げております。前提として、日弁連法務研究財団において検討されてきましたスキームを紹介しております。財団におきましては、民事判決情報の仮名処理を一定の機関に集約して実施いたし

まして、これを管理し、民間の判例データベース会社あるいは判例雑誌の出版社などに提供するスキームが示されました。このスキームにおきましては、仮名処理などを実施する機関を「情報管理機関」、判例データベース会社、出版社、研究者など民事判決情報の一次的な利用者を「利活用機関」という言い方をしております。一般の国民におきましては民事判決情報やその分析の結果得られた成果物を利活用機関から取得し、利用することが想定されると思われます。詳細は、参考資料1として配付しております「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」の別図があると思いますが、その別図をご覧いただけたらと思います。民事判決情報のデータベース化に当たりましては、このようなスキームが一案として考えられているところでございますけれども、今後の議論を進めるに当たりまして、このスキームを念頭に置くのが良いのかどうかを含めまして、改めて皆様に御議論いただきたいと考えております。

第3以降の検討課題についても、適宜財団PTの議論の状況を御紹介するとともに検討事項の例をお示ししております。個別の論点を提示する際の表現につきまして、所々一定の方向性を前提としたような記載もございますけれども、他の考え方を排除する趣旨ではございませんので、その点、御留意いただければと思います。また、大きな項目ごとに代表的な論点を一つ、二つずつ取り上げたものに過ぎませんので、こちらに記載のない論点を全く取り上げない趣旨ではございません。したがって、この後のフリーディスカッションの際には、この資料2を御参照いただきつつ、今後の議論の進め方あるいは他に取り上げるべき論点などにつきまして、委員の皆様の御関心事項に関して是非御発言をいただきたいと考えております。本日は、第1回の会議でございますので、このフリーディスカッションの機会に皆様から少なくとも1回は御発言いただければと考えております。本日御欠席の委員からは、本検討会における御関心事項などにつきまして、書面にて御発言案をいただいておりますので、よろしければこの後代読をさせていただきたいと考えております。簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

山本座長：

ありがとうございました。それではフリーディスカッションに移っていきたく思いますけれども、本日欠席の委員から書面を預かっているとのことですので、事務局から代読していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、事務局の方から代読をお願いしたいと思います。

事務局：

渡邊でございます。増見委員からメモをいただいておりますので、代読をさせていただきます。

この度、日本商工会議所の推薦を受け、本検討会に参画させていただくこととなりました、増見と申します。凸版印刷株式会社で執行役員・法務本部長を務めております。今回は所用で出席が叶わず、書面にて一言御挨拶申し上げます。民事判決情報データベース化の検討につきましては、企業が、訴訟への対応のみならず訴訟前の紛争への対応を検討す

る際に類似の判決情報を容易に入手できるため、企業活動の利便性向上の観点から、大いに価値あるものと評価しております。他方、商工会議所の会員の多くは中小企業でございまして、レピュテーションリスクにも配慮した訴訟当事者の仮名化の在り方についても関心を持っております。諸外国の例なども参考にしながら、利便性向上と訴訟当事者保護の適切なバランスのとれた、使い勝手の良い制度設計を期待しております。私自身は、以前、法制審議会民事訴訟法 IT 化関係部会に、今回と同じく商工会議所の立場で参加させていただいておりました。次回以降の検討会では、そのときの経験などをいかしながら、企業の立場から意見を申し上げさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。音声が入切れましたが、おそらく「企業の立場から申し上げさせていただければと思っております」というお話だったと思います。

それでは、フリーディスカッションですので、どの点でも結構ですので、それぞれの御関心について御自由に御発言をお願いしたいと思います。先ほど渡邊さんからは1人1回はという話がありましたけれども、是非、積極的に意見をいただければと。質問でもいいのですが、いかがでしょうか。挙手をいただければ。それでは穴戸委員お願いいたします。

穴戸委員：

ありがとうございます。

基本的には、事務局に資料におまとめいただいております論点は、包括的・網羅的でございますので、これに沿って進めるのがよろしいと考えています。その際にどういう点について意識するか、若干、私も情報法の勉強や制度の議論に関わってきた観点から、いくつか、前提にこういう観点があるのではないかとということを申し上げたいと思います。

第一は今回の民事判決のオープンデータ化のねらい、趣旨でございますけれども、憲法に書いている裁判の公開そのものではないですけれども、それにつながる形で、裁判の透明性や国民の知る権利、司法の機能向上に資するものと考えております。こういった観点を少し意識し、本日デジタル庁もお見えでございますけれども、デジタル施策全般あるいは立法・行政に関わるデジタル化のお話との連動を意識しながら、しかし引きずられすぎることなく、ここでの問題をしっかり見ながら議論をしていくことが有用ではないか。これが1点でございます。

2点目としては、先ほど事務局から御発言がございましたけれども、基本的には既に提示されているスキームを前提として議論を進めて、問題点を洗っていくことが有用ではないかと思っております。その際の視点でございますけれども、包括的に個別の論点を挙げていただいておりますが、要するに、民事判決が生成され、デジタルデータとして管理機関に渡り、利用者に渡り、そこで利用をされて最終的に広く利活用されていくという全体のライフサイクルを考えていく。そして、オープンデータ化には当然ながら個人情報のお話を

含め様々な法益侵害の可能性やリスクが出てくるものでございますけれども、民事判決のオープンデータ化、最終的な利活用に向けたライフサイクルの中で、どの当事者にどのような規律がかかっている、あるいはその判決のデータの段階で、どのタイミングで誰がどのような注意ないし加工を加える、あるいはアクセスを制限するなどの組合せをすることによって問題が適切に解決されるのか、ライフサイクル全体を見据えた上でどこでどういう調整をしていくのかを整合的に考えていくことが必要かと思っております。

3点目でございますけれども、この問題の核となるのは、現在のスキームで情報管理機関と呼ばれているもののガバナンスの在り方でございます。様々なステークホルダーがいるところ、それを公正に、そしてサステイナブルに運営していくこと、またこれは一般の民間あるいは行政の仕組みとは異なり、司法、独立が保障されるべき裁判所に大きく関わる話でもございますので、そういう意味での適正なガバナンスをどのように仕組んでいくか。また、情報管理機関と利活用機関との間の規律、利活用機関から先に行く場合の規律、先ほど申し上げたライフサイクル全般の中でどのようにガバナンスのきいた管理機関と全体のガバナンスというものをどのように仕組んでいくかについて先生方と議論させていただければと思っております。長くなりましたが私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。大変貴重な御指摘をいただきましたと思います。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

小塚です。宍戸先生とほとんど同じことを発言するのも何かと思うのですが、まず私が気になったことは、当検討会は「民事判決情報のデータベース化」が題目です。日弁連のPTは「オープンデータ化」に向けた検討をしていたということです。オープンデータという言葉には一定の意味合いのないし定義的なものがあるということは、私も『情報法制研究』11号に書きましたが、同時にそこには政策的な意味合いもあると思います。つまり、単に判決の情報の数を増やす、例えば今までは何万という判決しか見られなかったのが何十万になるという話だけではなくて、判決データをどう使っていくかに対して一定のインプリケーションがあるということだと思います。確かに、オープンデータという言葉を使ったのは日弁連のPTだったかもしれませんが、最初に事務局から御案内がございました（民事司法制度改革推進に関する）関係府省庁連絡会議の決定などでも「AIによる紛争解決手続へのサポート」という文脈で民事判決情報の利用が出てきているわけです。したがって、ここでは「オープンデータ」としてのデータの利活用の仕方を見据えた設計をしていかないといけない。同時に、AIの活用による紛争解決というのは、明日できるかという必ずしも技術的にそうではないのではないかと私は思っておりまして、そうすると、現在の技術の状況だけを念頭に置くよりもこの先のデジタル技術の在り方、宍戸先生の言われた日本社会のデジタル化の進展も踏まえて、それに耐えうるような制度を作らなければいけないと考えています。これが1点目です。

実は細かいことでお話し申し上げたいこともあるのですが、それは第 2 ラウンドで発言の機会があれば申し上げるとして、大きなことを今申し上げます。2 点目は、宍戸先生も言われた憲法 82 条に定める裁判の公開という制度との密接な関わりです。裁判の公開に関しては、例えば法廷のメモという問題もあります。私が大学に入ったときは法廷でもまだメモを取れない時期であったわけです。大学に私がいる間に判決が出たのです。裁判の公開によって直ちに制度的に保障されるものかどうかはともかくとして、それに資するということで位置付けられ、30 年以上の時を経て、着実に日本の裁判制度の中で運用され定着してきて日本の司法の質に貢献してきたと。同じことがこの判決のオープンデータ化にも言えるだろうと思っております。プライバシーとの関係が非常に大きな問題で、そのことは日弁連の PT、WG でも非常に議論されました。プライバシーが国民の大きな関心であるということは間違いありませんが、それだけではない。司法の健全な運営も国民の大きな関心事であるはずだ、「はず」だけではなくて現にそうだとは思っております。例えばネット上には上級国民という言葉が平気で飛び交う空間があるわけです。上級国民が一定の特権を得ている、そんなことはないと言っても、あると信じている人にはあるように見える。実証することによって、例えば裁判所に行けば上級国民とそうでない国民に区別はなく、どんな人でも公正に裁判を受けて権利が保護されるということが示されるのは非常に大事なことであり、これは、プライバシーと同様に重要な、国家の根幹に関わることである。それを作るためのインフラとしてオープンデータがあるということを強調しておきたいと思えます。

3 点目ですけれども、先ほど宍戸先生はライフサイクルということを言われたのですが、参考資料 2 の WG の方の報告書の 8 ページに比較的まとまった形で書かれていますが、関係者の利益保護は入口規制、具体的には例えば仮名化あるいは情報の加工だけで担保するというのではないのではないかと。例えば、情報の管理あるいは出口つまり利用のされ方、利活用機関としてどのような主体を想定するかとか、その主体の想定をどのような形で情報管理機関がコントロールしていくとか、そういうような点も含めた総合的な制度の作り方をするというのが日弁連の PT 及び WG の辿り着いた結論です。元々、宍戸先生が示唆されたことが種になってこういう議論になったと思えますけれども、こういうことを当検討会でも十分に受け止めて御議論いただければと思っております。少し長くなりました。失礼いたしました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

ありがとうございます。異でございます。

宍戸先生から情報管理機関のガバナンスの問題が指摘されまして、私も専門の観点からそこに大変大きな関心を持っているところであります。ただ、その話をする前提としまして、今回のアジェンダ全体、また情報管理機関というコンセプトそのものについても論

点があると思っております。

小塚先生が最初に検討会の名称がデータベース化検討会であって、オープンデータという言葉が出てきてないということをおっしゃって、私もそこが別の観点から気になっております。判決情報を体系的に編成して検索可能にする、すなわちデータベース化するという話と、判決情報を外部に公開していく、すなわちオープンデータ化するという話とは、もともと別の政策だと思えます。今回、アジェンダの第1が、判決情報の利活用促進に向けてデータベース化することの是非、という話で始まっていますが、まずデータベース化かどうか、そこに一つの論点があることは、明確にしておく必要があると思えます。また、オープンデータ化に結びつけて利用者の側から見るのか、それとも裁判所の事務処理や司法行政政策のためのものとして見るのかでも、データベース化の意味は変わってくるように思えます。

その上で、アジェンダの第8に、情報管理機関を一元化することの是非という項目がありますが、データベース化とオープンデータ化のどちらから見るかによって、検討事項は変わってくるだろうと感じております。情報管理機関というコンセプト自体が、そこに判決情報を集約してデータベースを作るということを前提にしているように見え、そうすると情報管理機関は一元化した方が良いという話になりやすいと思えますが、オープンデータのための仮名化処理という話から見れば、仮名化処理を行う適格を持った法人を指定する仕組みを作るなどして、複数の法人ないし機関にやらせようという仕組みもあり得るわけです。このように、政策目的をきちんと腑分けして、関係する機関をどういう形で仕組むのかを考えなければいけないと思えます。大きな話のみで恐縮ですが、以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

町村です。今までの各御意見、非常に参考になるものばかりだったのですが、とりわけ私は利用の点から見ていきたいと思えます。今、異委員がおっしゃったことと大きく関わってくるとは思うのですが、小塚先生に適切におっしゃっていただいたように、オープンデータ化なのかデータベース化なのかは基本的な考え方の違いがありそうだというのは全くそのとおりだろうと思えます。利用という観点から言うと、どのような利用を想定してデータの公開あるいは集約ということを進めるのか、様々な利用を念頭に置き、現在考えが及ばないような利用の仕方も含めて可能にしていく体制作りということがオープンデータという言葉には込められているのではと思っているところです。増見委員の意見代読にもありましたように、基本的に法の透明化はビジネスの基盤ともなるものですから、その意味で非常に緊急性の高い課題だろうと思うのですが、ビジネスのみならず市民生活の安定や発展に関係しますし、ADRやODRの基盤ともなり得るのは言うまでもない、そのことがひいては対外的な日本の信用の向上にも繋がるだろうということ

です。それから、研究者の立場からすると、法の反省的な検討といえますか、そういったことはデータがなければ始まらないわけでありますから。かつて破産や倒産制度は東西で大きく違うのだといったことをシリーズ化した本が売れましたけども、そのような地域格差が改めて浮き彫りになる可能性も秘めています、データを集約し利用できるようにすることは非常に緊急性が高いと思っているところであります。情報管理機関のガバナンスが重要だと宍戸先生はおっしゃって、それはそのとおりだと思いますが同時に、利活用機関の範囲、その規律の在り方、責任の取り方の問題も見落とせないところだと思います。利活用機関について、個人を排除しないと検討事項の中には書かれているわけですが、そこで言っている個人とは研究者を意味するのか、ジャーナリストを意味するのか、そのような資格要件を全く取っ払ってしまうようなものを考えているのかは検討の余地があるかと思えます。それによって匿名化の程度や推知情報の隠すべき範囲とか、そういったものの規律の在り方にも関わってくると思います。なるべく幅広い利用を可能にするという基本方針からすると、利活用機関として自由に様々な人が利用できるようにしたいということが要求されるわけですが、ただ、全くの個人が網羅的に判決情報を収集して分析するということになる、そこでの弊害というのがこれまでも既に出てきているところですから、そこをいかに抑えるかが必要になっていく。そういう形での抑えも併せて考えた上で利用の範囲を広げていく方向に検討していきたいと考えているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。先生方の高尚な話のあとに細かい話になってしまうかもしれませんが、(資料2の)第5の個人情報保護法制との関係を中心に、最初に述べておいた方がいい論点を申し上げます。四つほどあるのですが、第一に、個人情報保護法自体は極めて弱い法律であります。弱いという理由は二つあり、特別法が制定された場合は個人情報保護法の規律は後ろに下がります。例としてマイナンバー法や次世代医療基盤法があり、一定の分野の個人情報の取扱いについて特別な規定を設けている。この場合、個人情報保護法はかなりの部分は排除されてそちらの規律が適用される。もう一つは個人情報保護法自体に、「法令に基づく場合」には要配慮個人情報の取得、目的外利用、第三者提供に係る規定は適用されない、一番大きいところの規制が適用されないと(定められている)。つまり、あらゆる法律で情報の流れがしっかり書かれると個人情報が相当程度後ろに引くわけであります。どちらのタイプで今回、個人情報保護法との関係を整理するかは最初に考えないといけない。他方で2020年の改正で適正利用義務という規定が入りまして、法令に基づく場合が特段除外されているわけではないので、法令に基づく場合で整理した場合には、特別法で全部抜く場合と異なって、適正利用は残る。宍戸先生も2021年改正のときの参議院の参考人としておっしゃっていますが、強度のプライバシー侵害が

ある場合は（適正利用義務違反で）違法になる場合があるということで、割と一般条項的に個人情報保護違反が発生する可能性がありますので、設計の際に気をつける必要があるのが一つであります。

2番目は誰の個人情報を気にしているのかについてです。暗黙のうちに原告、被告、証人等の当事者が想定されているようではありますが、名前として出てくるのは代理人や裁判官もあります。除外するなら除外するで、私は全く構わないと思いますが、何らか決めておかなければいけない。代理人でも判決に名前が出るとストーカーみたいな人に追われる人がいまして、そうすると今の判決データベースでも（データベース事業者にお願いして）代理人の名前を匿名にしている場合があります。全く無視するわけにはいかないのでも覚えておいていただく必要があります。

3番目は若干細かいですが、個人情報保護法を一元化したので、個人情報取扱事業者、ほぼ全ての民間事業者と行政機関等、これには国の行政機関と地方公共団体を含むわけですが、には全面的に適用されますが、裁判所には現時点では適用されていないわけです。判決自体は司法作用ですので（個人情報保護法は）適用されないというか、判決に関わる民事訴訟法の規定で規律されているからいいのだという考え方はありますが、一瞬だけ裁判所がそれ（民事判決）を司法行政として使って、それから情報管理機関に行って利活用機関に行くと。「一瞬だけ」の部分は個人情報保護法も何も適用されない状態なのですが、それでいいのかという問題があります。もちろん地方公共団体でも地方議会は適用されないまま今回の一元化と言っていますのでいいのだという考えもあり得ますが、そこをどう考えるかは論点として残っている。

最後に、最終的には利活用して何かしようということで、AIにデータを食わせていろいろな判断に使おうというのが産業界からも出てくると思います。今、契約書審査のAIは、非弁行為との関係で非常に法曹界では論点になっています。オープン化すると、間違いなく、（民事判決を学習データとして）食わせて判決を予想するAIみたいなのがたくさん出てきて、場合によっては商業サービスを展開することがあり得ます。（契約書審査AIと）全く同じ議論が繰り返されることは目に見えています。契約書審査AIが非弁行為かという論点はグレーゾーン解消制度で法務省の回答は出ており日弁連でも検討はしていると思いますが、新たに大きい問題として出てくることは間違いないので、ここで扱うかどうかはともかくとして論点として把握しておいていただく必要があるかと思います。とりあえず論点だけの提示ですが、以上です。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

全国消費生活相談員協会の増田でございます。一般国民としての意見になります。民事判決情報が公開の法廷で行われるとか誰でも閲覧可能になるということは理解しているのですけれども、これまでそれが国民に広く理解され周知されてきたかということ、そうで

はないのではないかという感想を持っております。そうなりますと、急に利活用されると聞くと非常に不安になるということがあって、ともすると裁判をすることへのハードルとなることも考えられますので、一定の仮名処理をする、適切な権利利益を保護するとの御意見については非常に大事だと考えています。またそれを広く国民に理解してもらうことがとても重要だと思っています。

もう1点、利活用機関についてですけれども、情報管理機関について適格性を審議することは当然であって、その点については信頼が得られると思うのですけれども、どのような機関が利活用するのかについては非常に関心が高いと思います。それによって仮名処理のあり方も変わってくるのではないかと思います。消費者問題に関する判決情報は消費生活相談員にとって非常に重要です。消費生活センターにおいて、双方が納得する解決ばかりを得られるわけではありませんので、法律の解釈に争いがあったり、事実確認に大きな隔たりがあったりする場合には最終的には裁判で決着をつけなくてはならないわけですけれども、少額であることもあって、なかなか踏み切れません。そのようなときに消費生活相談員が裁判したらどうですかと背中を押すには、判例を知らないと背中を押すことができません。適切な情報を迅速に得ることができるようなシステムにさせていただいて、今の段階では分かりませんが、消費生活センターが利用できる利活用機関になることも考えていただくといいなと思っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。先ほど来、先生方から情報管理機関のガバナンスをどうすべきかということいろいろと御意見が出されているところでございます。それに関連しまして、先ほど板倉先生からも司法、裁判所は個人情報保護法の下でいわば独立した存在になっているという御指摘がございましたけれども、情報セキュリティやサイバーセキュリティも同じでございます。政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群というものがあるわけですが、基本的には行政機関と独法が対象になっています。今回のスキームの下では、裁判所からのデータの授受、あるいは仮名加工前のデータは生のプライバシー、個人情報が入っておりますのでそれらの取扱い、あるいは仮名加工技術自体の取扱いにつきまして、かなり高度なセキュリティが要求されるわけでございます。それらについて法の中に直接書き込むのか、政府機関の統一基準に準拠することを規定するのか、法ではなくもう一段下のレベルの規範で定めるのか、その点について検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。それからオープンデータとの関係で申しますと、今、オープンデータ政策の一つのポイントは、データのフォーマットの統一、標準化という問題でございます。これまでの判例データベースはベタツとしたテキストデータで提供されてきたわけですし、これを今回のスキームでどのように提供するのか。情報管理機関のところではベタツとしたテキストデータでよくて、例えばタグを

つけるとか XML 化はそれぞれの利活用機関でやってくださいということにするのか、あるいは、現在、民事訴訟、民事司法全体の IT 化が進められているところでございますけれども、将来のオープンデータ化を前提にするのであれば、裁判所における判決の時点で何かしらのタグ付けをすとかの設計も検討に値するのではないかと考えております。そういう点についても御審議をいただく機会をお作りいただければと思っております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは安藤委員お願いいたします。

安藤委員：

NEC 法務部の安藤でございます。まず総論としまして、経団連としては、民事判決の利用者の立場から今回のデータベース化・オープンデータ化によって利便性の向上が期待できますので、基本的な方向性については賛成の立場であるということをお伝えできればと思います。他方、データベースを利用する立場以外に、自ら訴訟の情報を公開される立場、両面に立ちますので、この側面からは特に懸念もあるかと思っております。先ほどの凸版印刷の増見委員の意見とおおむね共通するのかなと感じています。特に関心の高い論点としましては、法人名について仮名化するのかなという点が一番大きいと考えていまして、その他情報管理機関の適格性、判決情報がどのように適切に管理されるのか、利活用機関に対して公平かつ適切にどのように提供されるのかといった点についても十分なガバナンスの仕組みが必要であると考えておりまして関心を持っております。経団連としてまとまった意見ではありませんので、今後、他の会員企業からの意見収集などを行うなどして検討していきたいと思っております。

少し各論の部分についても触れさせていただきたいと思うのですが、法人名の仮名化について、現状の裁判所などが提供している裁判例は基本的に法人名はそのままと認識していきまして、この点は最高裁の方にも確認させていただきたいところなのですが、企業としては、どこかで公開されることになるのはある程度許容しているのかなと感じています。とはいえ、全件に近い形で広範囲に公開されるとなると、レピュテーションリスクですとか悪用されるリスクは格段に増えることとなりますので、これまでも公開されていたからという理屈だけでは企業からするとあまり説得的ではないだろうと思います。実際、経団連の他の会員の企業からも懸念の声が寄せられていると聞いております。ですので、結論としてはいずれもあり得ると思うのですが、必要性和許容性という部分について、十分に具体的に詰めて議論していただく必要があると感じております。

もう一つ、情報管理機関の適格性については、主体が官か民かという点で違いがあるかもしれないですが、既存の制度としてデジタルプラットフォーム取引透明化法などが少し参考になるのではないかとといった意見が経団連の中では出ておりました。それに関連して、データベースの提供を受けることになる利活用機関の範囲や要件がどのように定義されるのか、提供に当たっての契約条件、対価の設定なども含めてどういった条

件になるのかも、企業としては関心が高いと思っています。この点については、先ほどから何名かの委員の方から、本件の主眼がデータベース化なのかオープンデータ化なのかという点が挙がっておりまして、ここの部分について私自身が深く意識できていなかったもので、なるほどと思いながら聞いておりました。今後、勉強させていただきながら、経済界としての意見を出してまとめていけるといいと思っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

私自身は情報法に関しては全くの素人でございますが、どちらかといいますと先ほどの町村先生もおっしゃいましたが、利用者としての立場からいくつか思うところと質問を1点させていただければと存じます。

まず総論的なことですが、言うまでもないことですが、裁判、裁判例は公共財として位置付けられると思います。これがオープンデータベースなのかデータベースなのかという違いはございますけれども、集約あるいは整理がなされることによって、公共財へのアクセスが、現在も形式的には保証されているところ、実質化されることが期待される。これにより、訴訟ないし訴訟実務の場はもちろんですけれども、ADR・ODR あるいはそれに密接に関連する、先ほどの増田委員からもお話ありましたけれども、相談段階や法情報の検索の段階、これらが一体となって十分な法情報が得られることで利用者を主体とする法の支配に繋がっていくのだらうと思いますけれども、その基礎的なインフラになるかと思えます。また、ODR あるいはデジタル化が進む場面においては、データベースが紙ではなくてデジタルな形でアクセスができるということで、現実的なアクセス拡大に繋がっていくと思われまして、最終的には司法制度改革の趣旨にも繋がっていくのだらうと思っていますので、これを進めていくことが相当と考えております。ただ、ODR 推進検討会でも、先ほど板倉委員からも御指摘ありましたAI 活用が非弁に当たるかどうか技術革新におけるネックになりそうだという指摘がありまして、この件はどこかの段階で意識をしていく必要があると思っています。それからオープンデータあるいはビッグデータとしての利活用が可能になると、これまでの判例を振り返り、場合によっては判例変更や立法に繋げていく可能性があるかと思えます。また、日本ではあまり今までなされていないと思えますけれども、例えばジェンダーによって何かしら偏りが生じていないか、国籍等によって何らかの偏差が生じていないかといった研究分析も今後は可能となるのではないかと期待をしているところでございます。データベースに関しましては、問題提起だけなのですけれども、現在民事判決を対象としているものと思えますけれども、実務上あるいは教育上、例えば文書提出命令のような重要な裁判につきましてもデータベース化をして、分析の対象とすることができると大変ありがたいと思っています。政策的には小さく生んで大きく育てるという可能性もあると思えますけれども、テイクノートということで申し上げておきたいと思えます。

最後に1点、最高裁に御質問がございまして、第3の制度整備の在り方を考えていく際、これまでは各裁判所が個別具体的に判断をして情報を提供しているところ、今回、包括的に行うことに伴う適正性の担保が必要だということになっておりますが、現在の裁判例の提供の在り方、どういう根拠で提供しておられるのか、提供する際の考慮要素が各裁判所でおありでしたら差し支えない範囲で教えていただきますと現状把握がよくできるかと存じますので、お時間がありましたらお願いできればと思っています。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。委員の御発言が続いていますけれども、安藤委員、山田委員からそれぞれ裁判所への御質問がありましたので、最高裁判所で今の段階でお答えいただけるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

長田委員：

安藤委員と山田委員から御質問いただいた件についてお答えさせていただいて、若干のコメントをさせていただこうかと思えます。まず、裁判所で裁判例を提供してきた根拠あるいは判断基準について山田委員から御質問いただいたところですが、現在、各地の裁判所では、裁判例の提供を雑誌社等から求められた場合については、当該裁判例の利用目的あるいは当該裁判例の提供につきプライバシー保護の関係から問題がないかといった点について総合的に考慮した上で、各裁判所の判断に応じて提供しているところです。この運用についての明確な法的な根拠があるわけではございません。裁判所への依頼に対する便宜供与として行っているものと考えております。

続いて、安藤委員から御質問いただいた法人の名称の仮名処理についてどのような実情なのかといった点でございますけれども、最高裁の裁判例で申し上げますと、裁判部が、具体的な事案に応じて仮名処理の要否を判断する形になっています。下級裁判所の裁判例についても各裁判所の判断により仮名処理を行っているわけですが、原則として実名で掲載しているという実情にあると考えております。

裁判の公開といった観点があるわけですが、裁判所の一番の使命としては、実際に起こされた個別の事件についての紛争解決をすることが大事だということがございます。そうした中で裁判所が出した判決が、その後どのような形で利活用されるのか、そのニーズを踏まえてどういった仮名処理をしていくのかといった点については正直なところ裁判所だけで判断をするのは難しいところがあります。事件関係者のプライバシー等にどういった形で配慮するのか、あるいはどういった枠組みが適切なのかといった点についてこの検討会の中で皆さんに御議論いただいて、その上でそういった枠組みが構築されてくるのであれば、最高裁としてもそういった場面で判決のデータを提供するという形で協力をさせていただくことを検討していきたいと考えているところであります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは御意見に戻りまして、中原委員お願いいたします。

中原委員：

私もこの問題に関して深い知見があるわけではございませんので、自分の専門である民法の関連から（資料2の）第9についてコメントさせていただきたいと思います。

仮名漏れによる不法行為責任を免責すべきかどうかという問題があり、基本的に不法行為責任を負うことはないであろうから免責規定を置く必要はないという意見が紹介されているところでもありますけれども、ごもつともである反面、論理的には不法行為責任を負うことはないから大丈夫ですと言ったところで利活用機関又は情報管理機関は不安であろうと思いますので、不法行為責任を負うのかどうかは、きちんと白黒つける必要があると思います。技術的には、こういう場合を除いて不法行為責任を負わないという記述の仕方も考えられるところでありまして、そういったことも念頭に置きながら考える必要があると思います。

それから不法行為責任が生じる場合は仮名漏れに限らないわけでありまして、様々な局面で問題があり得ます。仮名漏れに限定して分析を議論するのが適切かどうかも問題になりますけれども、終局的には、ここで引用されている御意見にも表れていますけれども、情報管理機関や利活用機関がどのような行為規範を負っているか、つまり適切な管理や利用とはどういうことなのかということをはっきりと明らかにする、法律、制度全体の仕組みとして推究できるようにすることが必要だと思います。情報管理機関の構成や利活用機関としてどういったものを想定するか、制度全体の仕組みに関わることであって、第9点になっていることにも表れていますように、議論の終わりの方に出てくる事柄だと思いますけれども、今の時点ではそういったことに注意すべきなのではないかということは申し上げておきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。私は司法書士という立場から申し上げますと、利活用については現状、簡易裁判所の判決について公表されているものが大変僅かでございますので、簡裁の判決にアクセスすることができるという判決情報データベースの、公共財としての価値にとっても大きな期待をしております。また各論的な話にはなってしまうのですが、仮名の処理については住所とか電話番号、クレジットカード番号とか数字自体が直接の要保護情報になり得る場合に加えて、実際どの程度あるのかは存じ上げないのですが、例えば不動産番号が記載されているような場合であれば登記事項証明書を取得することで住所氏名を知ることが可能となりますし、今後の話になるのですが登録をした個人事業主に対して、今後国税庁から付与される適格請求書発行事業者の登録番号についても請求書記載事項となりますので、国税庁の公表サイトで番号を検索することによって個人事業主の氏名を知ることが可能となります。こうした他の公的な機関が公

開している情報と紐付けることで個人が特定されてしまう情報はどのように扱うのかという点に関して大変関心を持っております。先ほど来、委員の皆様が御議論されている中で、板倉委員が御指摘されていた代理人の氏名の公開部分については簡易裁判所で代理人になっている司法書士に関しても関わる部分かと思いますし、町村委員が御指摘されたどの範囲まで情報が行き届くのかという点についても、実際私は、現在、都内の大学院の法学研究科に在籍しております、大学が契約している民間のデータベースは研究内容にかかわらず、学生の立場で全てアクセスをすることが可能となっておりますので、公開する情報の範囲のみならずそういった情報へのアクセスが可能となる範囲についての検討も必要性を感じております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

私から大きくは2点、発言させていただきたいと存じます。

1点目は、異委員から御指摘のありましたデータベース化とオープンデータ化の問題についてです。私の方では、現状でも既にデータベース化は基本的にされているという認識でおります。一般的にアクセス可能なものではなく裁判所の中でのみ、イントラネットの中でアクセス可能なものとして現状存在していて、裁判官の皆さんは利用できるけれども、一般には利用できる形になっていない状態で存在しているものと思います。ただ、それが本当に全ての民事判決情報が含まれているデータベースかどうかまでは存じ上げておりませんし、具体的にどういう仮名化等の処理がされているのかも全く承知しておりませんが、現状そういったデータベースがあるということです。ですから、この検討会で検討対象にするのは一般のアクセスを可能にする、そういう意味ではオープンデータ化を視野に入れたデータベースの構築であるはずですので、その観点からの検討が必要になってくるのではないかというのが1点目です。

2点目は、これまでの様々な方の御発言に関わるところですけれども、私の率直な印象として、従来は仮名化処理に議論の重点が置かれすぎていたのではないかという印象を抱いております。基本的に仮名化処理というのは、当事者ないしはそれに準ずる人々の情報保護の一つの手段ではあるのですが、唯一絶対の手段ではありません。オープンデータ化を考える際には、スキーム全体の中で情報保護を図っていくことが大事ではないかと考えているところです。可能な方は参考資料1の別図を御覧いただければと思います。まず、冒頭で宍戸委員から御発言のあった情報管理機関の位置付け、あるいはガバナンスが大変重要だという御意見に全く同意いたします。この点がまず一つ重要なポイントになりますが、もう一つ、情報管理機関から利活用機関に出すところも重要なポイントになると思われます。別図ですと「仮名化された判決データの提供（有償）」と書かれているのみで、このプロセスがどうなるのかについての詳しい内容が書かれていないのですが、特定の利活用機関に包括的なアクセス権限を与えてどんな情報でも見られる形にするのか、

それともこの利活用機関にはここまで、この利活用機関にはここまでというアクセス権の段階を設けて個別に付与するのか、あるいはそれぞれのデータごとに仮名化の程度や情報の公開範囲を変えて、この利活用機関にこの情報を公開、この利活用機関にはこの情報を公開という違いを設けるのか、あるいは個別的な利用形態や利用目的を審査して審査の結果適正と判断された利活用機関にはここまで公表するけども、適切と判断されない利活用機関にはここまでしか公表しないという仕組みにするのか、というように、データの加工の在り方、利活用機関のアクセス権限の付与の仕方、情報を出すときの審査の在り方など、様々なレベルで制度設計の可能性が複数存在するということになるように思います。ここの制度設計によって仮名化の在り方も全く変わってきますし、具体的なオープンデータ化の程度、利便性の中身も大きく変わってくることになるわけです。私としては、このスキーム全体の中で、情報を保護しつつ利便性を確保することを目指すべきではないかと考えており、そういったスキーム全体の制度設計の在り方というものを是非この検討会で御検討、御議論いただきたいと思っております。そのような観点から、仮名化の問題だけにスポットライトが当たるのは全体の構造からするとややいびつであるような印象を持っておりましたため、最初にその点を申し上げておきたいと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

私は短くお話ししたいと思っております。いろいろ制度設計をしていくときに、判決を国民が利用できる、視点が国民のためにあることを忘れてはならないと思っております。デジタルで公開するとなると、いろいろなことに配慮しなければいけないと思っておりますが、制度の根幹が何であるのかを忘れてしまうと、技術的なところに頼った配慮でいろいろなことが変わってきてしまう気がするので、前提をきちんとしておきたいと思っております。情報公開制度との関係で話させていただくと、情報公開制度も当然不開示事由というのが決まっております、情報公開法 5 条 1 号と 2 号に個人情報と法人情報が定められているのですが、情報公開の場合は文書自体に誰でもアクセスすることができるという形になっているので、どうしても開示が抑制的になるのです。個人であれば識別できる形になるからあれもこれも黒塗りするというような形になっていきますし、そうすると非常に情報が限られてきて文書を見ても内容が分からなくなってきます。法人の方は、今回仮名化するかが論点に挙がっていますが、情報公開と同じような形で法人の利益を考え出すと、また情報が公開される場面が少なくなってくると思います。情報公開制度とは今回は違う形の仕組みで作るのだと思いますので、国民ができる限り広くデータを利用できるようにするためにはどうしたらいいのかという観点で考えていただきたい。先ほど参考資料 1 の別図の話がありましたけれども、情報管理機関には生のデータがあるわけですが、利活用機関に出すところで段階を考えるというやり方もあるでしょうし、別の在り方もあるかもしれませんので、最初に申し上げましたように、核になる、制度の根幹を崩

さないように今回の制度設計ができればと考えております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは杉村委員お願いいたします。

杉村委員：

杉村でございます。日弁連で事務次長をさせていただいているのですけれども、主に民事訴訟関係等を担当させていただいております。こちらについても担当をさせていただいております。日弁連としましては、資料1等にもございますような、国民に対する司法の透明性の確保や、オープンデータ化・データベース化していくことによっていろいろな紛争解決に資するものになるとか、重要な意義があることを踏まえて進めていただきたいと思います。法務研究財団にも参加させていただいております。今いろいろな先生方のお話を伺っております。弁護士はいろいろな立場で関与させていただきますので、原告であったり被告であったり企業であったり個人であったり、情報を欲しいという立場にもなれば出したくないという立場にもなりまして、いろいろな場面でいろいろな関与の仕方をするのが弁護士でございますので、いろいろな視点でのお話もできるようになれば、お役に立てるかなと思っております。先ほど小町谷委員から国民のためになるものという御発言をいただいておりますけれども、今まで判決というものが専門家のごく一部のものであったのかもしれないとお話を伺いながら個人的に考えておりました。データベース化・オープンデータ化していく中で広く国民のものである、判決の公共財としての位置付けが浸透していくと、弁護士の業務の在り方にもかなり影響してくるのかなと思っております。例として正しいのか分かりませんが、刑事の裁判傍聴が増えて裁判員が入っていただいた中で本当に刑事裁判の在り方は変わったと実感しております。判決のデータを広く国民の皆さんが関心を持ってご覧になることによって、判決の在り方であったり判決に至るまでの弁護士の書面の出し方であったり書き方であったり、いろいろなものにまで影響が出てくるような、将来的にそういうものにまで繋がっていくような営みになっていると思います。

先ほど何人かの委員の先生から御指摘をいただきましたAIの関係ですけれども、AIと非弁の関係については日弁連としても非常に大切な問題だと考えておまして、AIに限らずリーガルテックという広い視点もあるかと思うのですけれども、非弁の問題に関してはいろいろと検討をしているところですので、何か報告できる場面になりましたら御報告させていただきたいと思っております。あと、紙のものがデジタルになることに関しては、今まで紙で出ていたものがデジタル化することによって利便性もある反面、弊害や危険性が実際に出てきておまして、紙をデジタルにすることによって何が変わっていくのかということも非常に日弁連として関心を持って取り組んでいるところでございます。そのあたりも日弁連として報告できることがあれば御報告させていただきたいと思っております。簡単ですが以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは最高裁判所からお願いできますか。

精松委員：

最高裁判所民事局の精松でございます。先ほど米村委員から裁判所の内部では判決のデータベースを持っているのではないかという御指摘をいただきましたのでその点について一言コメントをさせていただければと思います。裁判所の中で全部の判決について検索ができるような形でデータベース化されているかと申しますとそうではございません。裁判所の方でも市販のデータベースなどを活用しながら、判断の参考としているのが実情でございます。個別の裁判官や裁判所の中で過去の判決について参照し合えるように見せ合ったりするといったことは行われていると承知しておりますが、それを超えて裁判所内部で全部を検索できるようなデータベースがあるという実情にはございませんので、そのことを御説明申し上げられればと思いました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは安藤委員お願いいたします。

安藤委員：

安藤でございます。2度目の発言で申し訳ないのですが、米村委員から御発言のあったことについて少し補足して意見させていただきたいと思っております。仮名化だけに注目するのではなく、スキーム全体で保護を考えた方がいいという意見はおっしゃるとおりだなと思えました。私も仮名化というところに少し視野が狭まっていたな、気をつけなければいけないと思えました。お願いとしまして、スキーム全体でということに加えて、本件のスキームの外と言いますか、周辺の既存の制度との関係も整理してけると良いと考えております。例えば、法人名とは少し違うかもしれませんが、営業秘密などについては元々閲覧制限の申立ての制度が利用できたりですとか、そもそも訴訟でなくて仲裁とかADRなどで解決するという方法もあると思っております。これらの既存の制度との連携がどう取られていくのかや、情報管理機関において一律に一定のルールで仮名化するとしても、個別に公開制限の申立てを受け付けるといった仕組みができるのか、もし、例えば法人名を仮名化して公開するといった方向になった場合であっても、一部の意味の大きな判決については利活用機関、例えば判決データベースの会社などが独自に別のルートで情報を入手して、データベースに実名で搭載するといった選択肢もあり得るのかといった点について、今後議論ができればと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。おおむね御参加の皆様からは御発言いただけたかと思っておりますが……。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

2巡目で恐縮です。先生方のお話聞いて二つ申し上げた方がいいかなと思ったところがありまして、一つは、利活用機関のイメージが割とみんな違い、私など、弁護士は割とそういうイメージだと思いますが、今ある有償のデータベースですね、我々が仕事で使って

いる判例データベースが、利活用機関になって情報管理機関からもらった判例で判例が充実するイメージでございましたが、いろいろなイメージがあるようなので類型で分けた方がいいのではないかとこのことがあります。その際に現在の判例データベースが、先ほど申し上げたようにいろいろな人の個人情報を含んでいる可能性があるわけですが、個人情報保護法上、どう扱われているかというのが割と放置されてきた問題であります。個人情報保護法は、個人情報保護委員会ができるまでは主務大臣制でしたので、どこかの省庁が業を推進する法律と一体的に執行していたわけですが、判例データベースの会社って出版社ですので、基本規制がないわけです。なので、どこかが監督していたわけではなく、個人情報委員会になってからも、特段問題を起こしているわけではないので、問題がクローズアップされてきてなかったのですが、私が今申し上げたような使い方（利活用機関となって判例を拡充する）をするのであれば従前どうだったかというのをおそらく検討しなければいけないという点です。もう一つは小町谷先生の話聞いて思い付いたのですが、あまりにも古くなったら公文書に近い話になりますから実名を出していいのではないかとこの議論もあると思うのです。例えば、大昔の裁判例は当時プライバシー意識とかなないので判例時報とか判例タイムズを見ても実名で載っているわけです。それで問題があれば個別に問題になるのかもしれませんが、今回は仮名化して用いられるようにするわけです。30年50年経ったときには実名にした方がいいのではないかとこの議論もあると思います。公文書管理の専門家にお話聞いた方がいいのかもしれませんが、それも論点としてあってもいいかなと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

小塚でございます。座長に御相談ですけれども、若干細かい問題について発言したいことがありまして、2巡目であるのですが、一旦、座長が議論をまとめますでしょうか。

山本座長：

まだもう少し時間がありますので、適宜御発言いただければと思います。

小塚委員：

分かりました。それでは、やや細かい話について今度は申し上げたいと思います。

まず一つ目が既存の判例出版社や判例データベースのお話がありました。出版社は現在でもそれぞれの実務に基づいて仮名化処理をしてデータベースや判例集を作っている。板倉先生の言われるように、古いものは実名が出ている実態があるということで、この議論については仮名化の問題から入るべきではないという御指摘も私はそのとおりだと思っていますけれども、同時に仮名化の話についても、既存の出版社はどうしているのかという議論から入るべきではないと私は思っています。この点は強調しておきたいと思えます。つまり、不法行為の話と似ていますが、出版社やデータベース会社は、営業上のリスク等も考えた上で対応しておられる。当然それはコンサバティブな、保守的な運用にな

っているわけです。同時に判例出版社は、広い意味での司法の世界を形作る主体ではありませんけれども、司法制度そのものの担い手ではないわけではありまして、その辺りが今回は公共的なインフラとして、まさに国民の公共財としての判例データベースかオープンデータを作るという話とはそもそも建付けが違いますので、出発点をそこに置かないでいただきたい、ということをお願いしたいです。

二つ目はそのことと関連しまして、例えば情報管理機関から利活用機関に出すデータとして一定の処理をしたものが出るという話と、その利活用機関が判例出版社、判例データベース提供会社であった場合に、それらの商品がどういう形で見えるかは最終的には違うのではないかと、違ってもいいのではないかと。具体的にもっと直裁に申し上げれば、出版社が更に匿名化をかけることもあっていいのではないかと。しかし、例えば、研究者が直接に情報管理機関からデータを受け取ってAIなどを使った研究解析をするときには、より生のデータに近いものが見える、そういう世界があってもいいのではないかと私は思っています。そうするのであれば、当然より生のデータに近い世界にアクセスする研究者は、何らかの制約、利用の方法について自分の研究室のパソコン等も含めてセキュリティの対策を取るといったことをした上で、より生のデータに近いものを見る。そういうことをしたければ全国の裁判所に行きなさいと言われても、全国の裁判所に今と同じような便宜供与が今後、制度構築後にできるかどうか分かりませんが、仮に判決へのアクセスということで判決の公開という制度を使うとすれば、事件を特定して請求しなければいけないということになりますので、例えば、データ処理的な形の研究は不可能になってしまう。それは適切ではないと思います。そういう意味で出し方というのもグレードがいろいろあって、判例出版会社からすれば、あられもない話ですが、自分たちがコストをかけずに情報管理機関で全部処理してくれた方がいいと、それはおっしゃると思いますが、公共の制度を作る立場としては必ずしもそういうことではないのではないかと私は思っています。

最後に今申し上げました判例の使い方というのが、伝統的に我々が言っていた、要するに人間が判決を読んでこういう先例があるのだな。もちろん大事なことです。もちろん大事なことで、弁護士の先生、司法書士の先生、公務員とも大事なことです、それだけではない。データサイエンスのような使い方、広い意味での政策的な使い方、AIによる解析のような使い方がある。そうだとしますと、湯淺先生がフォーマットのことをおっしゃったのですが、提供形態というものもですね、判決データがCDやUSBに落ちているというようなそういうイメージで捉えない方がいいのではないかと。それからデータサイエンスの方々には最終的にはクラウド上で作業されるわけで、クラウドに持っていかれるということも重要になってくるだろうと思います。日司連の鹿島先生が御指摘になった他のデータベースとの紐付けというのも、おっしゃったことはもちろん分かるわけで、それをスコープ的に使うとかは当然抑止しなければいけませんけれども、逆にデータサイエンスの側から言うと、司法の世界に閉じたデータの使い方というのは限界があるとい

いますか、発展性がないわけで、他のデータと一緒にして使ってこそビッグデータなのです。ですから、そこは先ほどの話と同じで使い方によって許される範囲が違う。広い範囲の使い方をする人はそれだけ広い責任を持って広い範囲の措置を取る必要がある。こういう世界を作っていかなければいけないのではないかと考えておりますので、その点も申し上げておきたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局何かコメント等ありますか。よろしいでしょうか。

事務局：

特にございません。

山本座長：

ありがとうございました。御出席の皆様から、御意見を伺えたと思います。予想どおりといたしますか、非常に多様な観点から、それぞれの関心、御意見をお述べいただきました。総論的な部分の、制度の意義あるいはニーズという点からの御意見、全体の制度構成の在り方についての御意見、さらに、各論的なところでは情報管理機関の在り方、ガバナンスの問題、仮名処理の在り方の問題、個人情報との関係、さらには利活用機関の在り方の問題、免責の関係についても御発言いただけたと思います。この資料2に上げられた問題について、おおむねそれぞれ御意見をいただけたことで、第1回のオープニングディスカッションとしては、その目的を達成できたと思います。

今後それぞれの論点について検討、あるいは検討会のメンバー以外の方からのヒアリング等々含めて議論を詰めていく前提となるものが提示されたのではないかと思います。それでは、第1回の議論としてはこの程度とさせていただきますと存じます。事務局から今後の日程等について御説明をいただけますでしょうか。

事務局：

渡邊です。本日はどうもありがとうございました。次回以降の会議の予定でございますけれども、会議の資料として配付いたしました資料のとおりでございますので、こちらを御参照ください。議事の詳細については後日、事務局から連絡を差し上げたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。また次回以降も引き続き、よろしく願いいたします。